

和泉個審答申第 6 号

平成 26 年 3 月 25 日

和泉市長 辻 宏康 様

和泉市個人情報保護審査会

会 長 松 田 聰 子

和泉市立病院における電子カルテの利用に係る個人情報の取扱いに
関する意見について（答申）

平成 26 年 3 月 19 日付け和病第 104 号で諮問のありましたみだしの件について、下記
のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

和泉市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）第 10 条第 1 項の規定による電子
計算機の結合の禁止並びに第 8 条第 3 項第 6 号及び第 9 条第 1 項第 6 号の規定による個人
情報の収集の制限と利用・提供の制限についての本件諮問は、「3 審査会の判断」の附帯
意見を付して、それぞれ承認するものとする。

2 実施機関の諮問の概要

（1）電子カルテの相互利用（連携）について

和泉市立病院（以下「市立病院」という。）が平成 26 年 4 月から指定管理者制度に移行
することに伴い、指定管理者である医療法人徳洲会が運営する岸和田徳洲会病院（以下「岸
和田病院」という。）を市立病院の支援・協力病院と位置付け、患者への医療に必要な範囲
で電子カルテを相互利用しようとするものである。

電子カルテの相互利用により、市立病院の患者が岸和田病院へ救急診療した場合に日常
の診療内容が確認できるなど救急患者の安全性が向上し、また詳細な診療情報を閲覧でき
るため、検査等の重複がなくなり患者の身体的・経済的負担が軽減でき、さらに、診療科
目や病院の特色を補完しあいながら運営することにより地域における医療機能の共有化と
適正配置が可能となる。

（2）電子カルテのシステムについて

電子カルテのシステムは平成26年4月から稼働するが、同年7月までは救急部門においてのみ参照でき、岸和田病院のシステム改修完了予定の8月以降は、相互の病院において、院内の各端末から相手方病院のカルテを閲覧することができるようになる。ただし、参照できるだけであり、電子カルテへの書込やダウンロードはできないシステムである。

電子カルテには、氏名、住所、保険情報などの患者基本情報や病名、診療内容、各種検査画像情報などの診療情報が記録されている。電子カルテの利用に際しては、本人同意を得た上で利用し、本人同意については、電子カルテの運用後、初めての診療時に得ることとしている。

システムのネットワークについては、クローズ型の安全なVPNを利用し、電子カルテ情報を共有できるのは連携病院間である市立病院と岸和田病院に限定し、他の徳洲会グループの病院から電子カルテを見ることはできない。なお、医療法人徳洲会本部からはシステムメンテナンス等のために接続できるが、権限を有する者に限定されログ記録等は永久保存されることとなっている。

また、電子カルテの利用に際しては職員のIDおよびパスワードによる権限管理、USB等の外部記憶媒体の接続不可、アクセスログの永久保存などの措置が講じられている。

(3) 患者のID情報の照合について

電子カルテを相互利用する上で、市立病院と岸和田病院の間で患者の氏名、住所、生年月日、性別など患者のID情報を照合し、統合されていることが必要になる。両病院間で患者のID情報が完全に一致したものだけが相互利用の対象となり、不完全なものは対象としない運用とするが、概算では約7万人の共通データがあり、その照合が問題となる。

(4) 諮問の必要性

ア 電子カルテの相互利用システムは、市立病院と岸和田病院の間で診療情報を電子データでやり取りするシステムであり、市立病院で管理する個人情報を経時岸和田病院で閲覧できることから、個人情報のオンライン結合に該当し、保護条例第10条第1項の規定により諮問するものである。

イ 電子カルテの相互利用を稼働させるには、既存患者のID情報について本人から同意を得る前に岸和田病院のデータと照合する必要があるため、保護条例第8条第3項第6号及び第9条第1項第6号の規定により諮問するものである。

3 審査会の判断

(1) 保護条例第10条第1項の電子計算機の結合禁止について

保護条例第10条第1項では、市立病院が、個人情報を処理するに当たって、市立病院以外のものに対して、通信回線により結合された電子計算機を用いて個人情報を提供すること（オンライン結合）を原則禁止している。オンライン結合では、瞬時に大量の情報を送ることができるので、事務処理の効率化につながる反面、一方が保有する個人情報を他

方が必要に応じ随時に引き出すことができ、その取扱い如何によっては、個人に不利益を与える可能性が高く、一旦漏えい等の事故が発生すると回復不可能な被害が生じるおそれがあるからである。

電子カルテの相互利用は、救急患者の安全性向上や切れ目のない病院間の連携、地域における医療機能の共有化などに資するため一定の公益目的があると認めざるを得ない。一方、診療情報というきわめてセンシティブな個人情報を専用回線で相互利用しようというのであるから、その利用に際しては、初回の診察申込時又は実際の診療時に個々に患者の同意を得るという運用は当然のこと、個人情報の漏えいや滅失という個人の権利利益を侵害するおそれがないように次の保護措置を講じるよう意見を付して、承認するものとする。

- ・使用する回線は、安全な回線を利用し、市立病院と岸和田病院の間での利用に限ることとし、他のグループ病院へは接続をさせないなどセキュリティ対策を万全にすること。
- ・個人情報が漏えいしないよう、職員のIDやパスワードによる権限管理によるアクセス制限を行い、アクセスログの保管管理など適正なデータ管理を行うこと。
- ・指定管理者との協定や守秘義務契約等において、保護条例の趣旨に基づき、実施機関に準じた個人情報保護措置を講じるよう明記すること。

(2) 保護条例第8条第3項第6号及び第9条第1項第6号の規定による収集の制限と利用・提供の制限について

保護条例第8条第3項では個人情報を収集する際には、本人から収集することを原則とする旨定め、また、第9条第1項において個人情報を目的外に利用することを禁止するとともに、外部に提供することを禁止している。

電子カルテを相互利用するには、市立病院と岸和田病院の間で患者のID情報を照合し、統合されていることが前提になり、照合に当たってはあらかじめ本人の同意を得ておくことが必要である。しかしながら、既存患者について、相互利用のシステムが稼働する前にそのID情報を照合・統合していなければ、他方の病院の診療記録にアクセスできず、その結果、連携効果が十分に期待できないことが予想される。実施機関の説明によれば、そうした事態を避けるには、概算で約7万人のデータを統合する必要があるところ、1人1人の同意を個別に得ながら統合を行うことは窓口での混乱が予想され、事実上困難とのことである。

これらのことから、電子カルテの相互利用システムの稼働前に、既存患者のID情報を照合・統合することは、電子カルテを連携していく上で、やむを得ないと判断せざるを得ない。ただし、患者のID情報の照合・統合を行ったことについて事後的であれ本人から合意を得るべきであるから、次の事項を意見として付するものである。

- ・電子カルテ利用の同意とは別に、診察券の切替の際に患者のID情報について照合・統合の了承を得ること。

- ・院内掲示やパンフレット等により市立病院と岸和田病院の間で患者のID情報について照合・統合を行ったことを周知すること。

以上

(参考) 審査会の処理経過

日 付	内 容
平成26年 3 月 19 日	諮問書の受理
平成26年 3 月 21 日	審査会招集 ・市立病院新病院計画室からの説明 ・質疑応答 ・審議
平成26年 3 月 25 日	実施機関への答申